

8 特定化学物質等適正管理書届出書の記入例及び記入要領

○記入例

第14号様式（第46条関係）

特定化学物質等適正管理書届出書		令和8年4月15日	
名古屋市長 様		※1	
届出者 郵便番号 〒460-0001		住所 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号	
※2		名称 株式会社 なごや	
		代表者氏名 代表取締役社長 名古屋 太郎	
市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例第49条第2項の規定により、特定化学物質等適正管理書の作成（変更）について、次のとおり届け出ます。			
工場等の名称	株式会社 なごや 本社工場 ※3		
工場等の所在地	〒460-0001 名古屋市中区三の丸1丁目1番1号 ※4		
工場等において常時使用される従業員の数	200人 ※5		
事業者が常時使用する従業員の数（全社）	2500人 ※6		
工場等において行われる事業が属する業種	業 種 名		業種コード
	うち主たるもの	金属製品製造業 ※7	2800
		自動車卸売業	5220
		商品検査業	8620
特定化学物質等適正管理書	別添のとおり ※8		
変更の概要	※9		
連絡先	担当部署	環境部 環境保全課 ※10	※ 整理番号
	担当者氏名	環境 守	※11
	電話番号等	TEL 052-972-0000 Fax 052-972-xxxx E-mail ΔΔΔΔ @kankyokyouku.city.nagoya.lg.jp	

注1 特定化学物質等適正管理書は、工場等ごとに作成してください。

2 「工場等において常時使用される従業員の数」及び「事業者が常時使用する従業員の数（全社）」の欄には、届出日における人数を記載してください。

3 「工場等において行われる事業が属する業種」の欄には、当該工場等における主たる事業が属する業種を最上欄に記載し、2以上の業種に属する事業を行う工場等にあつては、次欄以降にその他の業種を記載してください。また、「業種コード」の欄には業種に対応する日本標準産業分類における分類番号を記載してください。

4 「変更の概要」の欄には、変更の届出の場合にのみ記載することとし、その記載に当たっては、変更した部分について、変更前及び変更後の内容の概要を対照させてください。

5 ※印のある欄は記載しないでください。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とします。

○記入要領

※ 1 『届出者』

- 届出者の住所、氏名（法人にあつては名称及び代表者氏名）を記入してください。
- 押印は必要ありません。
- 郵便番号は、大口事業所等で取得されている個別郵便番号ではなく、その地区で通常用いられるものを記入してください。
- 届出者は、その工場等の届出を工場長や事業所長、化学物質の管理を担当する部署の長など当該工場等の化学物質の管理に責任を有する者に届出者の代理人として委任することができます。その場合には、委任状の添付は必要ありませんが、法人内部で適切な委任行為を行っておいてください。

※ 2 『作成（変更）』

- どちらかを二重線で取り消してください。
例：作成の場合 → **変更**

※ 3 『工場等の名称』

- 工場等（工場、事業場、営業所等）の名称を記入してください。
- 複数の工場等を有する事業者にあつては、それぞれの工場等の区別が付くように名称を記入してください。（異なる工場等には異なる名称を、また、特に名称がないような場合にも、本届出の便宜を図るため適切な名称を付してください。）

※ 4 『工場等の所在地』

- 工場等の所在地を記入してください。

※ 5 『工場等において常時使用される従業員の数』

- 当該工場等において常時使用される従業員の人数を記入してください。
- 従業員の数の考え方は、11 頁を参照してください。

※ 6 『事業者が常時使用する従業員の数（全社）』

- 事業者が全社において常時使用する従業員の数を記入してください。
- 従業員の数の考え方は、11 頁を参照してください。

※ 7 『工場等において行われる事業が属する業種』

- 「業種名」及び「業種コード」には 28 頁の対象業種コード表（表1）の中から、当該工場等において行われる事業が属する対象業種及び対応する業種コード（4桁）を記入してください。
- 業種の考え方は、12 頁を参照してください。

常時使用される従業員数の考え方（特定化学物質等適正管理書）

○ 届出書には以下の考え方に従い、届出日における人数を記入してください。

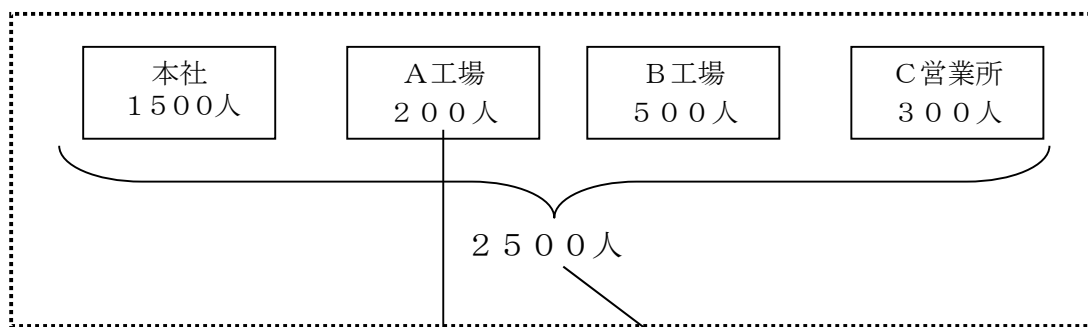
常時使用される従業員とは、期間を定めずに使用されている人もしくは1ヶ月を超える期間を定めて使用されている者、又は前月及び前々月中にそれぞれ18日以上使用されている者をいいます。また、常時使用される従業員には、対象業種に該当しない事業に従事する者も含まれます。

次の表に、常時使用される従業員として数える例（“○”のもの）を示します。

役員	正社員等	嘱託、アルバイト、パート等	他への派遣者（出向者）	別事業者への下請け労働	他からの派遣者	別事業者からの下請け労働
×※1	○	○※2	×	×	○	○

※1 役員であっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き、一般社員と同じ給与規則によって給与を受けている者は、常時使用する従業員の数として数えます

※2 上記に該当する場合は、常時使用する従業員に含まれます。



< A工場に関する届出書 >

工場等において常時使用される従業員の数	200人
事業者が常時使用する従業員の数（全社）	2500人

※ 8 『特定化学物質等適正管理書』

○20頁からの作成例を参考に作成し、届出書に添付してください。

※ 9 『変更の概要』

○変更の届出の場合に記入してください。

○変更の届出は、以下の項目について適正管理書に変更があった場合必要となります。判断に迷う場合は事前にご相談ください。

(1) 管理方針及び管理計画

例 管理方針や管理計画の内容変更

(2) 取り扱う化学物質の名称

例 化学物質の追加・削除

(3)取扱施設における管理方法

例 管理方法の変更

(4)事故時等の防止対策

例 事故時等の連絡通報体制の変更

(5)管理組織

例 組織の名称変更、役割分担の変更

※ 10 『連絡先』

○届出の受理後、名古屋市から内容等について問い合わせをさせていただくことがありますので、本届出の担当者の所属する部署、氏名、電話番号、ファックス番号、電子メールアドレスを記入してください。

※ 11 『整理番号』

○この欄には記入しないでください。

○特定化学物質等適正管理書の作成例

以下に作成例（特定化学物質以外のVOC^{*}についての削減目標等の内容も含んだものです。）を示しますが、あくまでも作成例なので、工場等の業務内容に合った特定化学物質等適正管理書を作成してください。

※VOCについては25頁を参照してください。

特定化学物質等適正管理書

令和8年5月1日作成

(1) 管理方針及び管理計画

ア 管理方針

- a 化学物質による事故の未然防止に努める。
- b 化学物質の排出量、使用量の削減を進める。

イ 管理計画

(目標)

- | | |
|---------------------------|-----------|
| a 使用している化学物質に関してリスク評価を行う。 | (時期) 令和9年 |
| b トリクロロエチレンの排出量を1割削減する。 | 令和8年 |
| c トルエン、酢酸エチルの排出量を1割削減する。 | 令和10年 |

(方策)

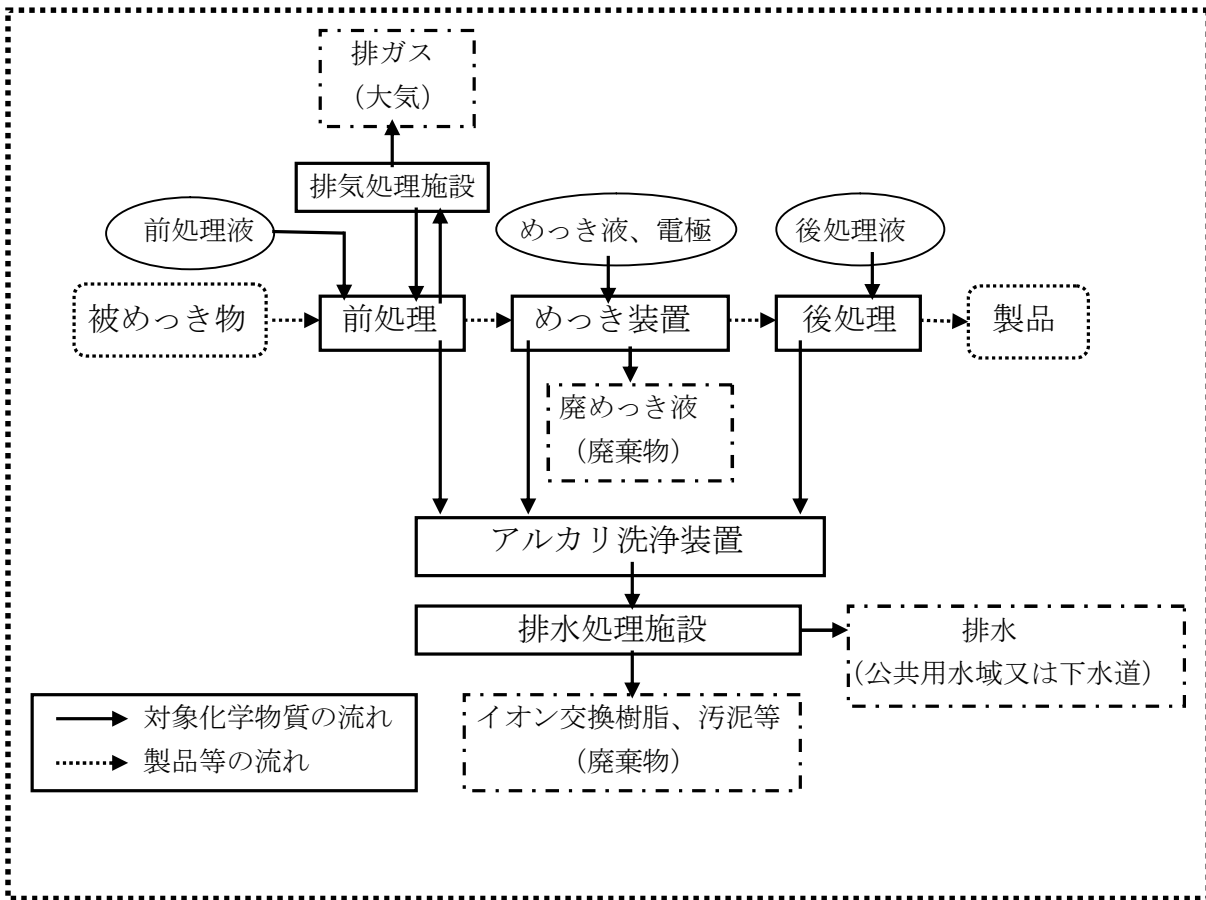
- a 文献調査、周辺環境濃度調査の実施
- b 作業場の気密化、排ガス処理施設（活性炭吸着装置）の設置

(2) 取り扱う特定化学物質及びVOC（特定化学物質を除く）の名称

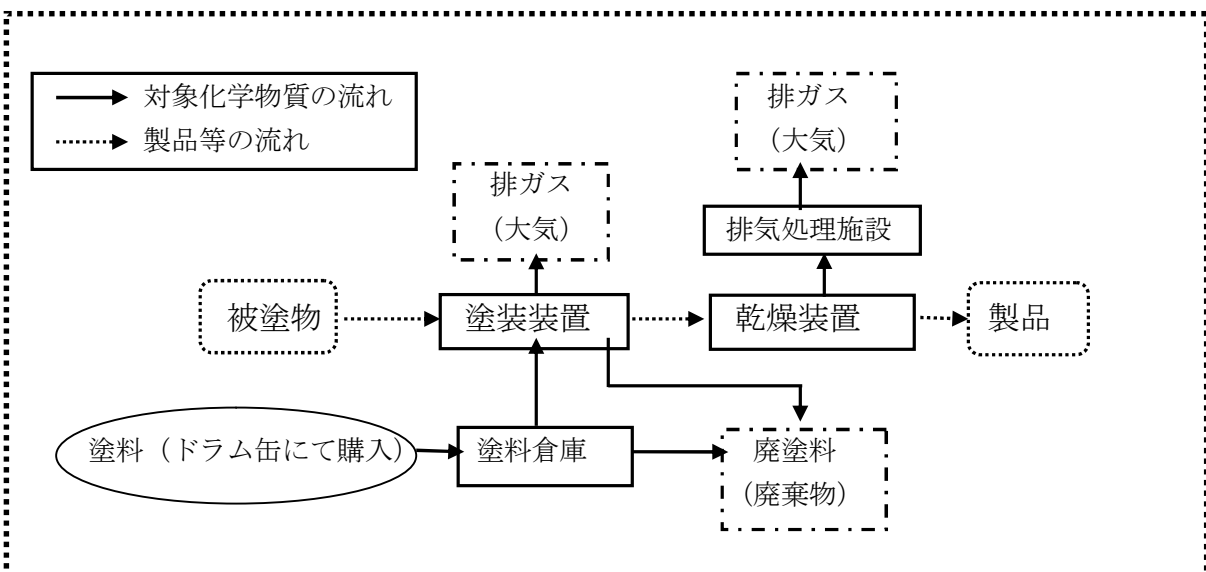
	特定化学物質 の管理番号	特定化学物質の名称
特定 化学 物質	第281号	トリクロロエチレン
	第308号	ニッケル
	第300号	トルエン
	第309号	ニッケル化合物
V O C	—	酢酸エチル

(3) 特定化学物質の取扱施設における管理方法

- 前処理施設【トリクロロエチレン】
- めっき施設【ニッケル】 【ニッケル化合物】



- 塗装施設【トルエン】 【酢酸エチル】



ア 化学物質の環境への排出防止対策

- ・ 排出防止対策施設（排気処理施設・排水処理施設）の設置
- ・ 管理方法
 - a 毎日の日常点検により施設の運転状況の異常有無を確認する。
 - b 1ヶ月に1回の定期点検により施設各部の緩み、漏れ、亀裂、腐食等を点検する。
 - c 6ヶ月に1回の定期点検により処理効率の確認、運転条件の見直し等を行う。

イ 化学物質の再利用等使用の合理化

- a めっき前処理施設の排気処理施設（凝集冷却装置）における回収・再利用により、トリクロロエチレンの使用量を削減する。
- b 取扱い工程を改善し、製品に付着してくみ出されるめっき液を削減する。
- c 排水処理のクローズドシステム化により化学物質の漏洩を防止する。
- d イオン交換樹脂装置により重金属を分離回収し、循環利用する。

ウ 取扱マニュアルの整備

次の内容を記載した取扱マニュアルを整備する。

- a 購入（化学物質の登録、購入量及び在庫量の記録方法）
- b 貯蔵（貯蔵量の限度、貯蔵場所及び方法）
- c 表示（貯蔵場所に注意事項等の表示）
- d 取扱（取扱方法及び設備、取扱上の注意事項、取扱量の記録方法）
- e 廃棄（保管及び処理方法）

(4) 事故時等の防止対策

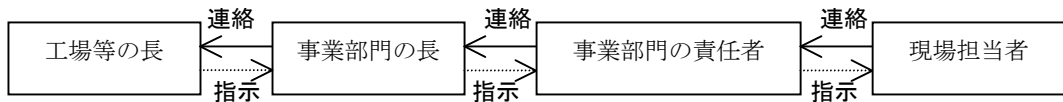
ア 事故の未然防止対策

- a 施設、設備、機器類、貯蔵施設の定期点検
年4回定期点検を実施し、その結果を点検簿に記載
労働安全衛生法に基づく点検を実施し、その結果を点検簿に記載
- b 誤作動防止のための表示
- c 中和剤、薬品類の保管
- d 転倒防止装置等安全器具の設置
- e 事故事例等の収集（発生原因、被害）、分類整理・・・環境保安課に常備

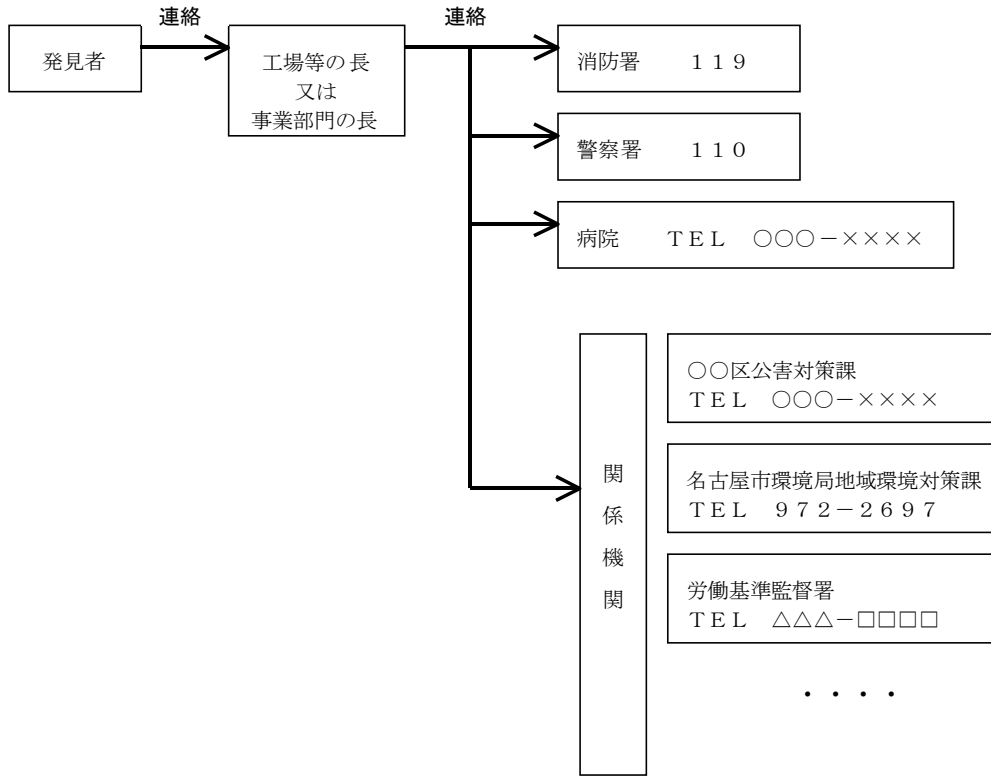
イ 事故時の汚染拡大防止対策

- a 事故を早期に発見するための検知警報装置の設置
- b 漏出した化学物質を回収するための流出防止溝、非常用貯留槽の設置
- c 応急措置のための流出防止機材（中和処理剤、オイルマット）の設置
- d 安全確保のための消火設備、防災防護服の設置
- e 関連施設の運転停止
（非常運転停止装置を作動、遮断装置（仕切弁等）を閉止）
- f 施設や遮断装置の停止箇所を明示

ウ 社内の命令指揮系統

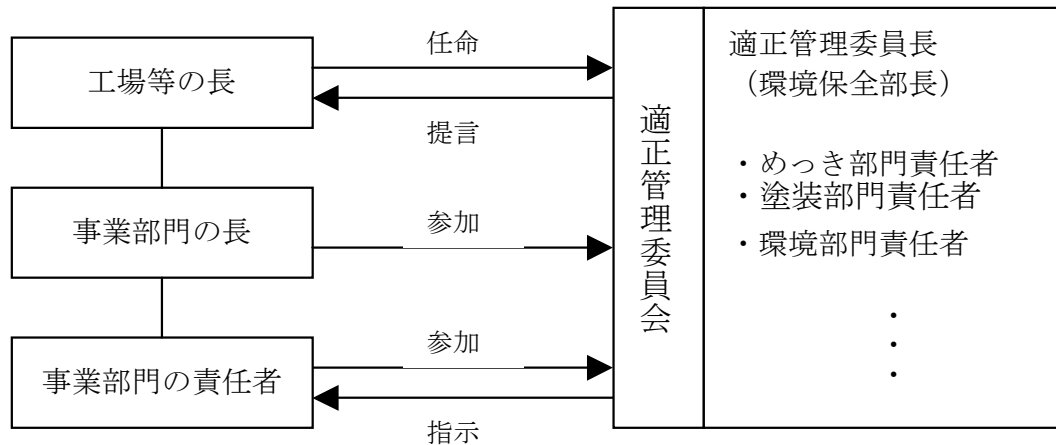


エ 社外への連絡通報体制



(5) 管理組織

- 管理組織の名称 「株式会社なごや 本社工場 化学物質適正管理委員会」
- 管理組織図



[管理責任者等の役割分担]

- 適正管理委員長
適正管理委員会の統括
環境管理目標及び方針の作成
- めっき部門責任者
めっき工程に関する安全管理
環境への排出削減に係る取り組みの推進
事故処理マニュアルの作成
- 塗装部門責任者
塗装工程に関する安全管理
環境への排出削減に係る取り組みの推進
事故処理マニュアルの作成
- 環境部門責任者
化学物質購入審査に関すること
化学物質の情報収集・整理
化学物質管理規程の整備
従業員の教育及び訓練計画の策定